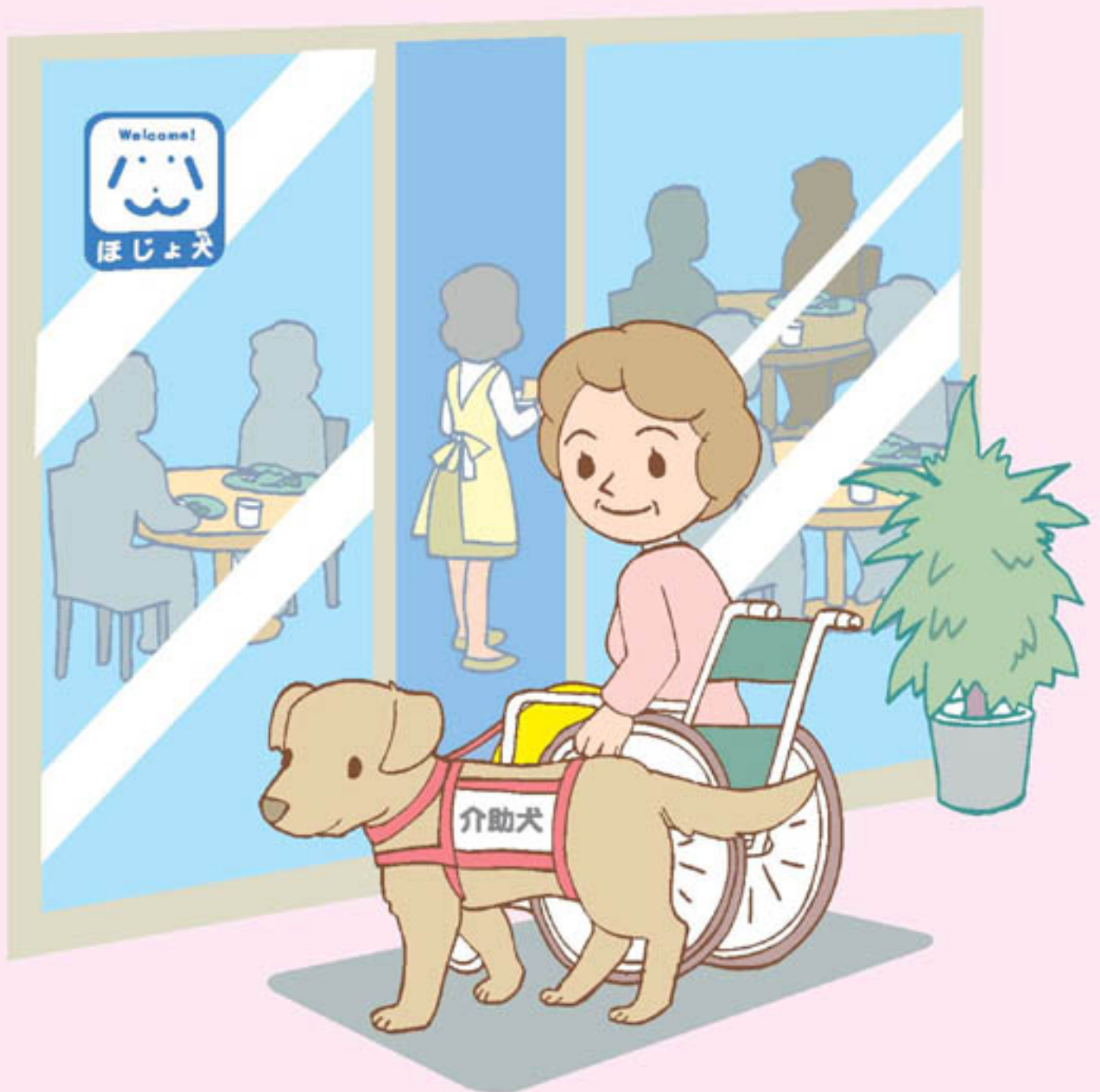


補助犬同伴 受け入れマニュアル



はじめに

平成14年10月の身体障害者補助犬法施行に伴い、各方面での補助犬に対する理解が進み、多くの施設が補助犬受け入れに積極的な取り組みをされたことにより、障害者と補助犬が同伴で施設利用できる社会環境が一段と改善されてきました。

しかし、これまでは施設にもスタッフにも余裕がある大きな施設が中心であり、日常生活において補助犬を同伴できる環境の整備は、いよいよこれからが本番ということになります。

本冊子「補助犬同伴受け入れマニュアル」は、より身近な多くの場面での補助犬の受け入れについて、これまでに皆様から寄せられたお問い合わせを中心に、なるべく分かりやすくQ&A形式でまとめたものです。

良質な身体障害者補助犬の育成及び補助犬を使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与するという法の精神が、広く社会に受け入れられ、実現されていく一助として、このマニュアルが活用されれば幸いです。

平成19年3月
財団法人全国生活衛生営業指導センター

補助犬同伴 受け入れマニュアル

I すべての事業者の方へ…補助犬受け入れQ&A

Q1 身体障害者補助犬法ってどんな法律なの？

・第2条:定義	3
・第9条:受け入れ	4
・第6条・13条:訓練とマナー	5
・第21条:愛情/第22条:清潔&衛生	6
・第12条:補助犬の表示	7

Q2 補助犬受け入れのポイントは？

その1 従業員教育のポイント	8
その2 他のお客様へていねいな説明	9
その3 啓発のための掲示物を利用	10
コラム…犬アレルギー	10
その4 補助犬との触れあいは避ける	11
その5 預かり場所もサービスの一端	11
その6 排泄場所を決めておく	12
その7 緊急時の対応	12

Q3 補助犬使用者へどう対応したらいいでしょう？

その1 先ず声をかけることから	13
その2 盲導犬の場合	13
その3 介助犬の場合	14
その4 聴導犬の場合	14

Q4 補助犬による迷惑行為は？

その1 誠意をもって説明するように	15
その2 雨にぬれた補助犬を拭くための手順	16

Q5 トラブルが起きたときは？



Ⅱ 事業者別補助犬受け入れQ&A

1. 喫茶店営業・飲食店営業

(そば・うどん店、すし店、中華料理店、バー・キャバレー、日本料理店、その他の飲食店)

- Q1 カラオケなど大きな音が出るときは?..... 18
- Q2 テーブルへの案内で注意することは?..... 19
- Q3 衛生上の問題はありますか?.....19

2. 食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、クリーニング業.....20

コラム…法律では犬は店に入れぬ?..... 20

3. ホテル・旅館業

- Q1 補助犬使用者の予約を受けるときは?.....21
- コラム…年間1000室の利用が示すサービス度.....21
- Q2 補助犬使用者がチェックインするときは?..... 22
- Q3 室内での過ごし方で伝えることは?.....22

4. 興行(映画館等)

- Q1 補助犬使用者を座席に案内するときの注意点は?.....23
- Q2 映画鑑賞中の配慮は?.....23

5. 理容業・美容業

- Q1 足元など待機場所が心配ですが?.....24

Ⅲ 補助犬使用者の義務と責任.....25

- 1. 補助犬の衛生管理
- 2. 補助犬の健康管理
- 3. 補助犬の行動管理
- 4. 補助犬の安全性

Ⅳ 資料編

- 身体障害者補助犬法(抄)..... 26
- 身体障害者補助犬法施行規則(抄)..... 28
- 厚生労働省・都道府県・相談窓口..... 29



I すべての事業者の方へ… 補助犬受け入れQ&A

Q1 身体障害者補助犬法ってどんな法律なの？

(法第一条・二条)

A1 身体障害者が使用する補助犬について、その育成や施設利用の円滑化を図ることによって、使用者である障害者の自立や社会参加の促進する事を目的として、平成14年に制定された法律です。主な条文を見て紹介しましょう。

第2条:定義

補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬の総称です。

①盲導犬

目の不自由な方を安全に誘導します



②介助犬

手足等の不自由な方の生活をお手伝いします



③聴導犬

③聴導犬

耳の不自由な方に生活で必要な音を知らせます



第9条:受け入れ

補助犬の同伴受け入れは拒めません。

興行(映画館)



喫茶店営業
飲食店営業



スナック営業



ホテル・旅館業



理容業・美容業



食肉販売業
食鳥肉販売業
氷雪販売業
クリーニング業





Q1

身体障害者補助犬法ってどんな法律なの？

第6条・13条:訓練とマナー

補助犬としての厳しい訓練を受けた補助犬は、
使用者の適切な管理でマナーを守ります。



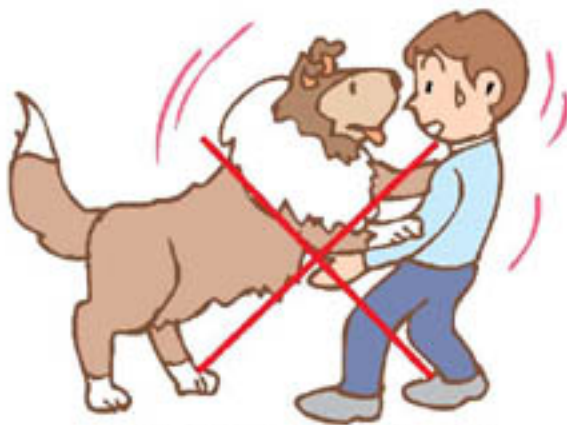
みだりに排泄



やたら吠える



みだりに嗅ぐ、
なめる



むやみに人にとびつく



むやみにブルブル

Q1

身体障害者補助犬法ってどんな法律なの？

第21条:愛情
愛情を持って接します。

よし
よし



第22条:清潔&衛生

補助犬は清潔に、そして衛生的に管理されています。



シャンプー
(通常2週間に一度)



ブラッシング(毎日)

ちくつと
するよ~



予防注射、検診



つめきり



耳そうじ



Q1

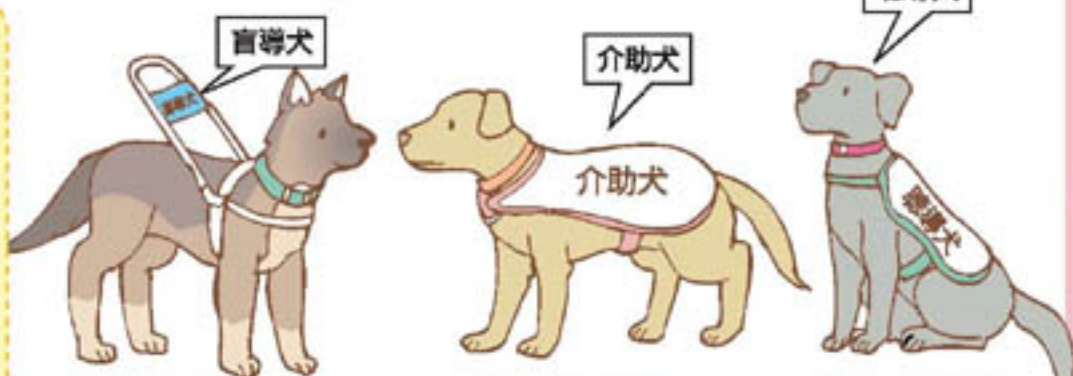
身体障害者補助犬法ってどんな法律なの？

第12条:補助犬の表示

補助犬は胴着やハーネスにこんな表示を着けています。

ハーネスとは？

盲導犬の体に装着し、使用者と盲導犬の意思の疎通を図る用具のこと。道路交通法上では、歩道を歩く際はハーネスの装着を義務づけています。補助犬として施設等を利用する場合は「盲導犬」の表示をつけています。



盲導犬

ハーネスというハンドルをつけています

介助犬

胴着をきて表示をつけています

聴導犬

胴着をきて表示をつけています

認定証の大きさ(単位:ミリメートル)

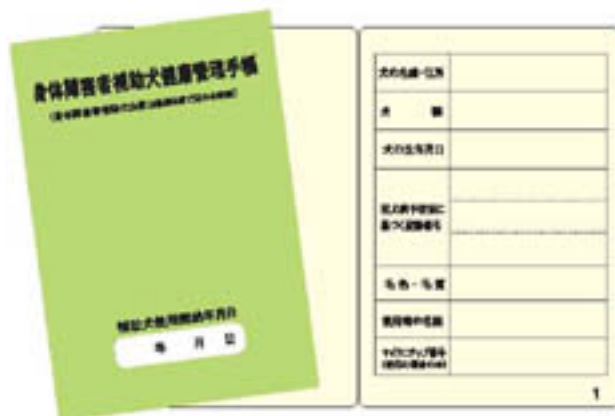
〇〇犬	
認定番号	
認定年月日	
犬種	
認定を行った指定法人の名称	
指定法人の住所及び電話番号	

大きさ…縦55ミリメートル以上横90ミリメートル以上
用紙…厚紙を用い、表面はビニールカバーなどで簡単に破損しないようにします。

「〇〇犬」には、盲導犬、介助犬または聴導犬の別を記載します。

認定証や使用者証、身体障害者補助犬健康管理手帳を携帯しています(法第十二条2)

補助犬かどうかの確認が必要な時、「認定証(使用者証)を確認させていただきますか?」と声をかけてね。



Q.2 補助犬受け入れのポイントとは？

A2 その① 従業員教育のポイント

●補助犬を知ること (P3~7)



●受け入れを当然と すること(P4)



●排泄場所を確保 すること(P12)



●全ての従業員を 教育すること



●他のお客様へ説明できること (P9~10)





Q.2

補助犬受け入れのポイントは？

その2 他のお客様へていねいな説明

こんな質問にはこんな説明を



何で店の中に
犬がいるんだ？

この犬は普通のペットではなく、盲導犬（介助犬・聴導犬）という補助犬です。法律に基づいて入店していただいております。どうぞご理解ください。



犬って吠えたり
噛んだりするから
イヤなのよ

補助犬は、法律に基づき公の場所で迷惑をかけないように訓練していますので、ご安心ください。

私、犬が苦手だし、
アレルギーが
あるの



補助犬が近づく事に心配や不安な事がありましたら従業員に遠慮なくお申し出ください。お互いが不快な思いをしないよう、場所を変えてご案内いたします。

わー、かわいい
ワンちゃん。
さわってもいい？



申し訳ありませんが、ただいまこの補助犬は工作中です。仕事に集中できるように温かく見守っていただきますようお願いいたします。



犬がいるなんて
不潔じゃないのか？

補助犬は法律に基づき、衛生・健康の管理をしていますので、ご安心ください。



Q2

補助犬受け入れのポイントは？

その3 啓発のための掲示物を利用

ステッカーや
ポスターを
掲示すると啓発に
役立ちます！



コラム…犬アレルギー

犬アレルギーの原因は犬のフケと唾液にあると言われていますが、補助犬は厚生労働省のガイドラインに沿って衛生管理されています（法第二十二条参照）。また補助犬に胴着を着せるなどの配慮をしていることもあります。しかし犬アレルギーを持つ人には、犬が清潔か否かではなく、犬自体の存在が精神的に大きな負担になっているのではないのでしょうか。また現実には犬がいかに清潔であっても、個人によってはアレルギー発作の原因になる場合も考えられます。このようなお客様には、従業員が間に入り、一時的にどちらか別の場所へ移動していただくようお願いしましょう。





Q.2

補助犬受け入れのポイントは？

その4 補助犬との触れあいは避ける

「今仕事ですから構わなくていいですよ」

~~声かけ~~

~~口笛~~

~~むやみになでる~~



その5 預かり場所もサービスの一環

補助犬の管理責任は基本的に使用者にあります。預かり場所を用意するのもサービスの一環となります。使用者の同意を得て預かりましょう。

はい結構です。どうぞよろしく。

預かり場所はここでいいですか？



犬用ケージ
(屋根付きのほうが、犬は落ち着くといわれています)

Q.2

補助犬受け入れのポイント?

その6 排泄場所を決めておく

車椅子用トイレ



(下にペット用トイレシートを敷く)

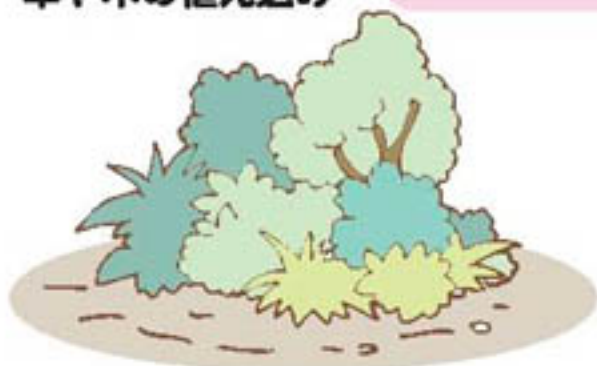
どのような
ところがよろしい
でしょうか?

排泄場所までご案内
しましょう

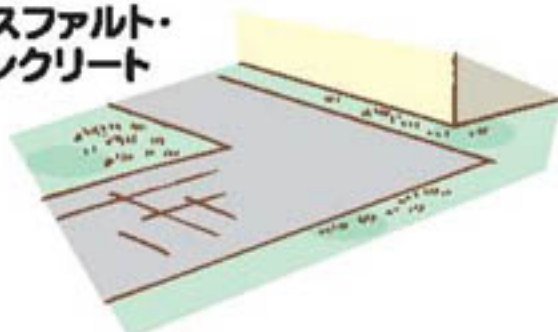


排泄場所の希望は使用者に
確認しましょう

草や木の植え込み



アスファルト・
コンクリート



※外での排泄の場合、必要に応じてペット用のトイレシートを使用していただく等、周囲の環境へも配慮しましょう。

その7 緊急時の対応

事故や災害などの緊急時には使用者と一緒に対応します。



事故・災害



※補助犬と一緒に連れていけないときは、指定法人また訓練事業者へ連絡し補助犬の保護を求めましょう。



Q.3 補助犬使用者へどう対応したらいいでしょう？

A3 特別に意識することはありませんが、補助犬によって違う場合があります。

その① 先ず声をかけることから



何かお手伝い
することは
ございませんか？

このように声をかけ、
必要な援助を
本人に確認しましょう



その② 盲導犬の場合

誘導方法は使用者本人に
確認しましょう

方向を伝える場合は、
使用者を基点に「右」
「左」と表現

誘導のサポート方法

- 使用者の半歩前に立ち、ひじにつかまってもらいます。
- 真後ろから声で誘導します。
- ×手を引いたり、後ろから押したり、ハーネスを持つ手やハーネスを引いたりしないようにしましょう。



誘導例
具体的な言葉で
「段差があります」
「階段です。上がります」



Q.3

補助犬利用者へどう対応したらいいでしょう？

その3 介助犬の場合

介助犬ができない
補助をサポート
しましょう

床の段差、車椅子
で使用できる
トイレのご案内
をしましょう



その4 聴導犬の場合

声かけの方法は、
使用者本人に
確認しましょう

身振りや数字などを指す
だけでもコミュニケーション
がとれることも多いです

声かけの方法

- 手話
- 筆談
- 口話（正面から口をあげてゆっくり話しましょう）

緊急時など館内放送の
内容も伝えましょう。





Q.4 補助犬による迷惑行為は？

A4 衛生と行動管理は使用者本人の責任です。

その1 誠意をもって説明するように

補助犬による迷惑行為
があれば使用者に
ハッキリ伝えましょう

営業に支障を
きたすので、
同伴をお断りします
(補助犬法第九条
「やむをえない場合」)

すみませんが、
何とかして
ください

補助犬が
座っている
場所によっては、
他人に迷惑を
掛ける場合が
あります。

使用者が気づいていない
と思われるときは、
どんな状態かを
説明しましょう

迷惑行為があっても、
それはその使用者の問題です。
他の補助犬、使用者を
すべて同じだと
考えないでください

Q.4

補助犬による迷惑行為は？

その2 雨にぬれた補助犬を拭くための手順



使用者に、補助犬を拭くための手伝いが必要か確認しましょう。タオルは使用者が携帯しているはずですが、タオルの貸し出しが出来るときはその旨伝えましょう。お互いに早めの対応を心がけましょう。

犬を拭くのを
お手伝い
いたしましょうか？

こちらで、犬を
乾いたタオルで
拭いて
いただけますか





Q.5 トラブルが起きたときは？

A5 万が一のトラブルには誠意をもって対応しましょう。

トラブル解決のための流れ図



補助犬受け入れで起こったトラブルの報告・相談窓口

- * 都道府県の障害福祉課
- * その補助犬を認定した指定法人、または訓練事業者
- * 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 地域生活支援室
(29頁参照)

Ⅱ 事業者別補助犬受け入れQ&A

1. 喫茶店営業・飲食店営業

(そば・うどん店、すし店、中華料理店、バー・キャバレー、日本料理店、その他の飲食店)



使用者の許可なく、
補助犬にものを
与えないでください

飲食中は使用者の
足元などでおとなしく
待機しています



Q1 カラオケなど大きな音が出るときは？

A1 念のため大きな音について確認しましょう。

あらかじめ
大きな音がすること
を使用者に確認
しましょう

そわそわしても使用者が
なだめれば落ち着きます

補助犬はうるさい
場所でもおとなしく
待機する訓練を
受けています





Q.2 テーブルへの案内で注意することは？

A2 案内するときは周囲の了解を得ましょう。

A2 他のお客様を案内するときは了解を得ましょう。



隣の席に補助犬同伴のお客様をご案内しますがよろしいでしょうか？



隣の席に補助犬同伴のお客様がお座りですがよろしいでしょうか？

了解が得られないときは別の席にご案内

Q.3 衛生上の問題がありますか？

A3 衛生的に管理されていますので問題はありません。

補助犬は法律により衛生的に管理（6、25ページ参照）され、専門的な訓練を受け、試験に合格（5ページ参照）しています。受け入れるのに全く問題はありません



2. 食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、クリーニング業

入店時の声かけ

何かお手伝い
しましょうか？

介助犬の買い物
介助を控えて
いただく場合

商品を取るのを
お手伝い
いたします

通路の狭い店舗で

ご希望の商品を
取ってまいります



商品を口に
くわえて運ぶなど
買い物の介助が出来る
補助犬もいるよ



コラム…法律では犬は店に入れない？

お客様の中には「保健所の指導や食品衛生法で、動物は同伴できないはず」と苦情をおっしゃる方もいるかもしれませんが、しかし、食品衛生法上で動物を同伴できないのは調理場です。また、保健所は補助犬の同伴に関し「飲食店のテーブルに同伴してはいけない」「生鮮食料品売り場へ同伴してはいけない」などという指導はしていません。



3. ホテル・旅館業

Q1 補助犬使用者の予約を受けるときは？

A1 受け入れ側で用意するものを確認しましょう。



宿泊に必要なものは
使用者が用意しています

受け入れ施設側で用意
するものがあるか事前
に確認しておきましょう。
受け入れ施設側に補助
犬同伴の利用システム
があれば使用者に事前
に伝えておくようにし
ましょう。

宿泊に必要なものは
使用者が用意しています。

何かこちらで
用意するものは
ございますか？



コラム…年間1000室の利用が示すサービス度

Aホテルは、全社をあげてバリアフリー化に取り組んできました。さりげなく受け入れたいとする同ホテルの姿勢は、特別に部屋を改造するのではなく、通常のデラックスルームを利用者の状態に応じて組み替えてユニバーサルルームとするフレキシブルな対応に表れています。そんな取り組みが利用者の支持を得て、現在では年間1000室を超える利用があるとか。これも利用者の声や従業員の提案を積極的に取り入れて改善してきた成果なのでしょう。

なかでも、利用者の目や耳や手足として活躍する補助犬への取り組みは、利用者と一緒にした対応に心がけ、部屋にエサ用ボールやマットを備えるほか、木立に囲まれた一角に補助犬用のトイレ設置を図るなど、利用者の負担を軽減するよう努めています。



Q₂ 補助犬使用者がチェックインするときは？

A2 施設側の都合をきちんと伝えることも大切です。



補助犬を同伴できない場所（大浴場など）があればその理由を伝えましょう

排泄場所を提案しましょう
（12ページ参照）

館内移動については従業員の案内があると望ましいですね

Q₃ 室内での過ごし方で伝えることは？

A3 和室の場合は特に確認が必要です。

補助犬を畳に上げていい場合は、特にマットの使用について確認しましょう。

畳に上げていけない場合は、別途待機場所を提案しましょう。

例えば、和室の上がりがまちの使用など。



使用者は補助犬のために室内用のマットなどを用意しています。



4. 興行（映画館等）

Q.1 補助犬使用者を座席に案内するときの注意点は？

A1 周りのお客様に説明して了解を求めます。

周りのお客様に理解
していただくよう
声をかけましょう

補助犬についての
説明をしましょう

退場時は一番始めか
一番最後に案内
しましょう

犬アレルギーなどで
了解いただけない場合、
了解頂ける方との交代も
考えましょう

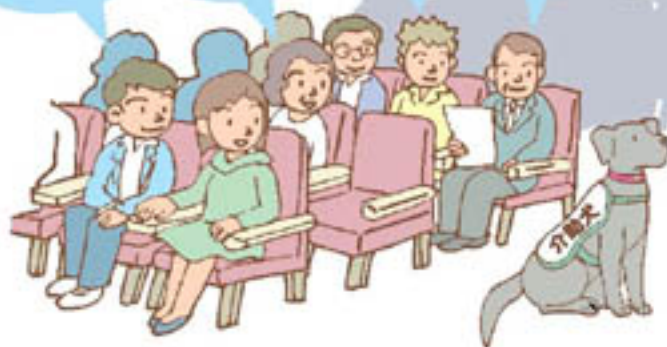


いいよ

どうぞ

はい

了解



こちらに
補助犬使用者が
着席されますが、
よろしいで
しょうか？

Q.2 映画鑑賞中の配慮は？

A2 特に必要ありません。

使用者が鑑賞中、補助犬は椅子の下などでおとなしく
寝ていますので、特別な配慮は必要ありません。



5. 理容業・美容業

Q.1 足元など待機場所が心配ですが？

A1 使用者と相談して待機場所をどこにするか決めましょう。



補助犬が足元に待機すると、理美容師さんの動作に支障を来したり、補助犬がカットした髪の毛などで汚れてしまうことがあります。

使用者と相談して、使用者の目の届くところで、他のお客様のご理解を得て待機場所を決めましょう。

受付カウンターなどがあればその下も候補のひとつです。





Ⅲ 補助犬使用者の義務と責任

(法第六・十三・二十一・二十二条)

1. 補助犬の衛生管理 …6ページ参照

**補助犬の衛生・健康管理と
行動管理は使用者の責任！**
(使用者がきちんと管理していることが認定の条件)

2. 補助犬の健康管理



定期健康診断…
年1回以上



内外部寄生虫定期検査



予防接種…
狂犬病ワクチン、
混合ワクチン
(通常8種以上)



フィラリア予防

3. 補助犬の行動管理 …5ページ参照

4. 補助犬の安全性

犬は昔から人間と
生活してきた動物

感染症の管理・予防
方法が確立しています

補助犬から人への感染症の報告例はありません

Ⅳ 資料編

身体障害者補助犬法（抄）（平成十四年五月二十九日法律第四十九号）

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 身体障害者補助犬の訓練（第三条～第五条）
- 第三章 身体障害者補助犬の使用に係る適格性（第六条）
- 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等（第七条～第十四条）
- 第五章 身体障害者補助犬に関する認定等（第十五条～第二十条）
- 第六章 身体障害者補助犬の衛生の確保等（第二十一条～第二十四条）
- 第七章 罰則（第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、身体障害者補助犬を訓練する事業を行う者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置を講ずること等により、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「身体障害者補助犬」とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

2 この法律において「盲導犬」とは、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第十四条第一項に規定する政令で定める盲導犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

3 この法律において「介助犬」とは、肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、物の拾い上げ及び瀝水、蓋型衣の補助、体位の変更、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急の場合における救助の要請その他の肢体不自由を補う補助を行う犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

4 この法律において「聴導犬」とは、聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、ブザー音、電話の呼出音、その者を呼ぶ声、危険を意味する音等を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、及び必要に応じて音源への誘導を行う犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

第二章 身体障害者補助犬の訓練 第三条～第五条（略）

第三章 身体障害者補助犬の使用に係る適格性

第六条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、自ら身体障害者補助犬の行動を適切に管理することができる者でなければならない。

第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等

（国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等）

第七条 国等（国及び地方公共団体並びに独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）、その他の政令で定める公共法人をいう。以下同じ。）、は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬（第十二条第一項に規定する表示をしたものに限る。以下この項及び次項並びに次条から第十条までにおいて同じ。）を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、国等の事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。

3 第一項の規定は、国等が管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。（公共交通機関における身体障害者補助犬の同伴）

第八条 公共交通事業者等（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第二条第三項に規定する公共交通事業者等及び道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。）、は、その管理する旅客施設（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第二条第四項に規定する旅客施設をいう。以下同じ。）及び旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両等（車両、自動車、船舶及び航空機をいう。以下同じ。）を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該旅客施設若しくは当該車両等に著しい損害が発生し、又はこれらを利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（不特定かつ多数の者が利用する施設における身体障害者補助犬の同伴）

第九条 前二条に定めるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（事業所又は事務所における身体障害者補助犬の使用）

Ⅳ 資料編

第十条 事業主(国等を除く。)は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

(住宅における身体障害者補助犬の使用)

第十一条 住宅を管理する者(国等を除く。)は、その管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

(身体障害者補助犬の表示等)

第十二条 この章に規定する施設等(住宅を除く。)の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、厚生労働省令で定めるところにより、その身体障害者補助犬に、その者のために訓練された身体障害者補助犬である旨を明らかにするための表示をしなければならない。

2 この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が公衆衛生上の危害を生じさせるおそれがない旨を明らかにするため必要な厚生労働省令で定める書類を所持し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(身体障害者補助犬の行動の管理)

第十三条 この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようにその行動を十分管理しなければならない。

(表示の制限)

第十四条 何人も、この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬以外の犬を同伴し、又は使用するときは、その犬に第十二条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。ただし、身体障害者補助犬となるため訓練中である犬又は第十六条第一項の認定を受けるため試験中である犬であって、その旨が明示されているものについては、この限りでない。

第五章 身体障害者補助犬に関する認定等 第十五条～第二十条(略)

第六章 身体障害者補助犬の衛生の確保等

(身体障害者補助犬の取扱い)

第二十一条 訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、犬の保健衛生に関し獣医師の行う指導を受けるとともに、犬を苦しめることなく愛情をもって接すること等により、これを適正に取り扱わなければならない。

(身体障害者補助犬の衛生の確保)

第二十二条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないように努めなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第二十三条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、身体障害者の自立及び社会参加の促進のために身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(国民の協力)

第二十四条 国民は、身体障害者補助犬を使用する身体障害者に対し、必要な協力をするよう努めなければならない。

第七章 罰則

第二十五条 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二章の規定(介助犬又は聴導犬の訓練に係る部分に限る。)は平成十五年四月一日から、第九条の規定は同年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 道路交通法第十四条第一項の盲導犬に関しては、当分の間、第五章の規定は、適用しない。この場合において、第二条第二項中「政令で定める盲導犬であって、第十六条第一項の認定を受けているもの」とあるのは、「政令で定める盲導犬」とする。

第三条 肢体不自由又は聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者は、第四章に規定する施設等の利用等を行う場合において、その者の補助を行う犬であって第十六条第一項の認定を受けていないものを同伴し、又は使用するときは、平成十六年九月三十日までの間に限り、第十四条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、その犬に「介助犬」又は「聴導犬」と表示をすることができる。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(新たに身体障害者補助犬が行う補助以外の補助を行う犬が使用されることとなった場合の措置)

第五条 日常生活に著しい支障がある身体障害者の補助を行うため、新たに身体障害者補助犬が行う補助以外の補助を行う犬が使用されることとなった場合には、その使用の状況等を勘案し、身体障害者補助犬の制度の対象を拡大するために必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。

(検討)

第六条 この法律の施行後三年を経過した場合においては、身体障害者補助犬の育成の状況、第四章に規定する施設等における身体障害者補助犬の同伴又は使用の状況その他この法律の施行の状況について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

Ⅳ 資料編

身体障害者補助犬法施行規則(抄)

(平成十四年九月三十日厚生労働省令第百二十七号)

身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)第五条、第十二条、第十五条第一項及び第二十条並びに附則第三条の規定に基づき、身体障害者補助犬法施行規則を次のように定める。

第一条～第三条(略)

(身体障害者補助犬の表示)

第四条 法第十二条第一項の規定による表示は、様式第一号により身体障害者補助犬の胴体に見やすいように行わなければならない。

(法第十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める書類)

第五条 法第十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める書類は、身体障害者補助犬の衛生の確保のための健康管理に関する次に掲げる事項を記載した書類(以下「身体障害者補助犬健康管理記録」という。)及び第九条第五項の規定により交付された身体障害者補助犬認定証その他身体障害者補助犬であることを証明する書類とする。

一 身体障害者補助犬の予防接種及び検診の実施に関する記録(予防接種及び検診を実施した診療機関等の名称及び獣医師の署名又は記名押印がなければならない。)

二 前号に掲げるもののほか、身体障害者補助犬の衛生の確保のための健康管理に関する記録

第六条～第十三条(略)

(身分を示す証明書の様式)

第十四条 法第十九条第二項に規定する身分を示す証明書は、様式第四号によるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日(平成十四年十月一日)から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

(認定に関する経過措置)

第二条(略)

第三条 法附則第三条の規定による表示は、様式第五号によるものとする。

2 法附則第三条の規定による表示を行おうとする身体障害者は、様式第六号により厚生労働大臣に届出なければならない。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による届出を行った身体障害者に対し、届出を行った旨の証明書を交付するものとする。

4 法附則第三条の規定による表示を行う身体障害者は、当該表示を行う犬の衛生の確保のための健康管理に関する次に掲げる事項を記載した書類及び前項に規定する証明書を所持し、関係者の請求があるときは、これらを提示しなければならない。

一 当該表示を行う犬の予防接種及び検診の実施に関する記録(予防接種及び検診を実施した診療機関等の名称及び獣医師の署名又は記名押印がなければならない。)

二 前号に掲げるもののほか、当該表示を行う犬の衛生の確保のための健康管理に関する記録

Ⅳ 資料編

厚生労働省・都道府県・相談窓口一覧

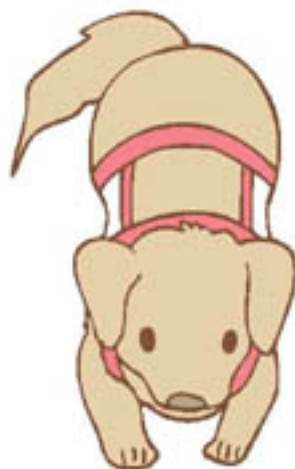
(平成19年3月)

都道府県	名称	電話番号
1 北海道	障害者保健福祉課	011-231-4111(25-718)
2 青森県	障害福祉課	017-734-9309
3 岩手県	障害保健福祉課	019-629-5447
4 宮城県	障害福祉課	022-211-2541
5 秋田県	障害福祉課	018-860-1331
6 山形県	障害福祉課	023-630-3303
7 福島県	障がい者支援グループ	024-521-7240
8 茨城県	保健福祉部障害福祉課	029-301-3363
9 栃木県	障害福祉課	028-623-3493
10 群馬県	健康福祉局障害政策課	027-226-2636
11 埼玉県	障害者福祉課	048-830-3311
12 千葉県	健康福祉部障害福祉課	043-223-2306
13 東京都	福祉保健局	03-5320-4147
・	障害者施設推進部	03-5320-4147
・	在宅福祉課	03-5320-4147
14 神奈川県	障害福祉課	045-210-1111 (内線4711)
15 新潟県	障害福祉課	025-260-5212
16 富山県	障害福祉課	076-444-3213
17 石川県	障害保健福祉課	076-225-1426
18 福井県	障害福祉課	0776-20-0339
19 山梨県	福祉保健部障害福祉課	055-223-1461
20 長野県	障害福祉課	026-232-0111 (2389)
21 岐阜県	障害福祉課	058-272-1111 (内線2614)
22 静岡県	障害福祉課	054-221-3319 (直通)
23 愛知県	障害福祉課	052-954-6292
24 三重県	地域福祉課	059-224-2258
25 滋賀県	障害者自立支援課	077-528-3542
26 京都府	障害者支援室	075-414-4603
27 大阪府	健康福祉部障害保健福祉室	075-414-4603
・	自立支援課	06-6941-0351 (内2454)
28 兵庫県	障害者支援課	078-341-7711 (内線3031)
29 奈良県	障害福祉課	0742-27-8514
30 和歌山県	障害福祉課	073-441-2533
31 鳥取県	障害福祉課	0857-26-7866
32 島根県	障害者福祉課	0852-22-5111 (内6627)
33 岡山県	障害福祉課	086-226-7362
34 広島県	障害者支援室	082-513-3156
35 山口県	健康福祉部	083-933-2765
36 徳島県	障害福祉課	088-621-2237
37 香川県	障害福祉課	087-832-3293
38 愛媛県	障害福祉課	089-912-2423
39 高知県	障害福祉課	088-823-9634
40 福岡県	障害者福祉課	092-643-3264
41 佐賀県	障害福祉課	0952-25-7064
42 長崎県	障害福祉課	095-895-2453
43 熊本県	障害者支援課室	096-333-2236
44 大分県	障害福祉課	097-506-2725
45 宮崎県	障害福祉課	0985-32-4468
46 鹿児島県	障害福祉課	099-285-2111 (2746)
47 沖縄県	障害保健福祉課	098-866-2190
48 厚生労働省	社会・援護局障害保健福祉部企画課地域生活支援室	03-5777-0341

Ⅳ 資料編

参考文献

「よくわかる補助犬同伴受け入れマニュアル—盲導犬・聴導犬・介助犬」
編集／補助犬同伴受け入れマニュアル作成委員会
監修／特定非営利活動法人 日本介助犬アカデミー
(中央法規、2004年)



補助犬同伴 受け入れマニュアル

